

## 「保育の必要性の認定」に必要となる添付書類について

保護者の状況が確認できる書類（下記参照） 父母両方が下記事由のいずれかに該当する必要があります。

保護者の事由		必要な書類	認定期間
就労 (月 48 時間 以上の労働 が要件)	勤務している方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。 自営業の方は、営業許可証、開業届または確定申告書の自営業の根拠資料も必要です。	就労している期間(最長 就学前まで)
	就職内定の方	就労証明書 ※該当する父母ともに必要です。	
	育児休業中の方	就労証明書 (産前・産後休暇期間、育児休業期間が記載されているもの)	育児休業終了日まで
求職中	求職中の方 (起業準備を含む)	求職活動申告書 ※求職活動中の場合は求職活動記録表が必要となります。	3か月
出産	出産予定の方	母子健康手帳の写し(表紙と分娩予定日がわかるページ)	出産予定月を中心に前後2か月の計5か月
傷病	病気の方	診断書(病名・病状、保育できない状況と期間を証明するもの)	治療に要する期間(最長 就学前まで)
障がい	心身に障害がある方	身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の写し	
介護・看護(タイムスケジュール表の提出も必要です。)	臥床者を介護・看護している方	診断書または要介護2以上(在宅介護のみ)の介護保険被保険者証の写し	看護に要する期間(最長 就学前まで)
	重度心身障がい者を介護・看護している方	重度心身障害者手当受給者証、身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1・2・3級または愛の手帳1・2・3度のいずれかの写し	
	通所・通院・入院の付き添いの方	領収書、通所証明書類または入院計画書の写し	
学生	就学中の方	学生証(発行前の場合は在学証明書)	在学期間内(最長就学前まで)

### ● 最低就労時間の設定について

就労要件として認められる最低就労時間として、**月48時間**の労働時間を設定します。月48時間に満たない場合、就労要件とは認められません。

(次ページもご確認ください。)

● 世帯の状況に応じて追加で必要な書類（下記の他、世帯の状況により追加で書類を求められることがあります）

ひとり親世帯、離婚調停中の方（※）	戸籍謄本、マル親医療証または児童扶養手当証書の写しのうちいずれか1点 離婚後1年以内の場合は離婚届受理証明書の写し、離婚調停中の場合は調定期日通知書の写し
父または母が外国籍の方	在留カードの両面の写し
1月1日現在板橋区に住民登録をされていない方(第3号認定の方のみ)(※)	該当年度住民税（非）課税証明書（1月1日に住民登録をしていた区市町村で交付）の写し

※板橋区私立幼稚園保護者補助金（就園奨励費補助金・保護者負担軽減補助金）に申請された方で、該当の添付書類を提出済みの場合は、省略が可能です。

※教育・保育給付認定申請の際に、該当の添付書類を提出済みの場合は、省略が可能です。

## 【その他】

保育の必要とする事由に変更が生じた場合は、速やかに学務課幼稚園係まで申し出てください。

変更の内容により、状況に応じた添付書類の提出が必要となります。

◆届出が必要な例◆

就労状況の変更（退職・転職・勤務時間・日数など勤務要件の変更など）/世帯構成員の変更（婚姻・離婚等）等